

令和8年度鳥獣被害対策クラウド整備委託業務公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和8年度鳥獣被害対策クラウド整備委託業務

(2) 事業の目的

本委託は、鳥獣被害・捕獲・防護柵・生息調査等の情報をクラウド上で一元化し、GIS・時系列での可視化・分析を通じて、対策立案から実施・検証までのPDCAを高速化することとする。また、県・市町村の説明責任（根拠提示）を強化することを目的とします。

(3) 事業内容

別途定める「令和8年度鳥獣被害対策クラウド整備委託業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

2 見積限度額

14,960千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために「令和8年度鳥獣被害対策クラウド整備委託業務公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。

選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。5日以内(予定)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている(もしくは契約締結時までに登録が予定されている)者であること。

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 下記の業務要件を全て満たす者であること。
 - ① プライバシーマーク又は ISMS 認証 (ISO/IEC27001) を取得していること。
 - ② 本県又は県内の市町村へクラウドサービスを用いたパッケージシステムの導入・保守の実績があること。
- (8) (1) で競争入札参加資格を有しない者は、高知県知事が定める「競争入札参加資格審査申請書(以下「審査申請書」という。)」に必要事項を記入の上、必要書類を添付して下記の指定場所へ提出すること。

＜競争入札参加資格審査申請に関する照会及び審査申請書の提出先＞

所在地 高知県高知市丸ノ内1丁目2番 20 号

機関名 高知県会計管理局総務事務センター

電話 088-823-9788 FAX 088-823-9266

電子メール 180301@ken.pref.kochi.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180301>

6 説明会

日時: 令和8年5月 28 日(木)午後2時から

場所: 高知県公文書館3階 会議室

※説明会への参加を希望する事業者は、「説明会参加申込書(様式1)」により、令和8年5月 27 日(水)午後3時までFAX又は電子メールで申し込み、電話にて着信確認を行うこと。

7 質疑と回答

質疑は令和8年6月1日(月)まで、「質疑書(様式2)」により持参、電子メールにて受け付ける。電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること。

質疑と回答の内容は高知県総合企画部中山間地域対策課鳥獣被害対策室ホームページに掲載する。

受付期限 令和8年6月1日(月) 午後5時まで

回答日 令和8年6月4日(木)(予定)

掲載先 <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024051400013/>

8 参加申込及び資格要件の確認

[提出書類の様式、提出部数等]

提出書類の名称	規格	提出部数
参加申込書(様式3)	A4縦	1部
資格要件確認書(様式4)	A4縦	1部
法人等概要書(様式5)	A4縦	1部
企画提案者の業務実績(様式6)	A4縦	1部
企画提案者の業務実績(詳細)(様式7)	A4縦	1部
納税証明書(消費税、都道府県税)写し可 (申請日から3ヶ月以内に発行されたもの)※1	—	各1部

※1 高知県競争入札参加資格者登録名簿に登録されている場合は提出不要

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)又は電子メール

※電子メールの場合は、必ず電話により着信を確認してください。

② 提出期限

令和8年6月5日(金)午後5時(必着)

③ 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番 20 号

高知県 総合企画部 中山間地域対策課 鳥獣対策室 山崎・西

TEL 088-823-9039

E-mail 080601@ken.pref.kochi.lg.jp

(2) 資格要件の確認

高知県総合企画部中山間地域対策課鳥獣対策室で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和8年6月8日(月)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「令和8年度鳥獣被害対策クラウド整備委託業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおりです。

10 審査

別途定める「令和8年度鳥獣被害対策クラウド整備委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおりです。

11 審査結果

審査結果は、令和8年6月24日(水)までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例

[\[https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj\]](https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)

12 日程

令和8年5月25日(月)	募集要領公示・募集開始
令和8年5月27日(水) 午後3時必着	説明会申込締切
令和8年5月28日(木) 午後2時	説明会
令和8年6月1日(月) 午後5時必着	質疑書提出締切
令和8年6月4日(木)	質疑書への回答をホームページに掲載
令和8年6月5日(金) 午後5時必着	参加申込及び資格確認書類提出締切
令和8年6月8日(月)	資格要件確認結果通知
令和8年6月19日(金) 午後5時必着	企画提案書提出締切
令和8年6月23日(火)	審査委員会(プレゼンテーション)
令和8年6月24日(水)	審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却されません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式8により提出してください。

開示・非開示の判断は様式8を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例

[\[https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj\]](https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 問合せ先

高知県 総合企画部 中山間地域対策課 鳥獣対策室
担当者 山崎・西
TEL 088-823-9039
FAX 088-823-9258
E-mail 080601@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- ① 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ② 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③ 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。
- (4) 公示以降において、県の組織や人事の異動にともなう変更があった場合は、関係書類の提出先や問い合わせ先は、その事務を引き継いだ組織及び担当者となります。